

別紙

あん分計算の基礎となる収入金額の計上区分

社会保険診療等にかかる収入金額、社会保険診療分を除く収入、そのどちらにも含まない収入の区分については、この一覧表を参考にしてください。

収入科目	医療保健業に係る総収入		(ア)と(イ) どちらにも含まない収入	別計算
	社会保険診療分の収入 (ア)	社会保険診療分を除く収入 (イ)		
窓口現金収入	○ 社会保険診療分	○ 社会保険診療分以外		
公費負担分	○ 社会保険診療分	○ 社会保険診療分以外		
保険等査定増減	○ 社会保険診療分	○ 社会保険診療分以外		
公害診療収入	○ 非公害医療機関分	○ 公害医療機関分		
介護保険診療収入	○ 社会保険診療分	○ 社会保険診療分以外		
自費診療収入		○		
入院料・室料差額収入		○		
健康診断・受託医療・その他嘱託収入		○		
診断書等の文書料		○		
受託技工・検査料等収入		○		
患者・付添人食事代収入		○ 患者については社会保険診療分以外		
特菜料収入		○		
電話・電気・ガス・寝具等使用料収入		○		
生產品・不用品等販売収入		○		
利子補給金・事務取扱手数料		○		
各種補助金・助成金		○ ※1	○ 特定の補助金及び助成金 ※2	
予防接種補助金・委託金		○		
救急医療協力金		○		
救急診療委託料		○		
休日準夜診療委託料		○		
利子・配当等収入		○	○ 法人税法23条の規定により 益金に算入されない金額	
各種協賛金(旅行、忘年会)		○		
各種祝金・協力金		○		
生命保険金・損害保険金		○	○ 支払相当額と相殺されたもの、 圧縮損等により収益反映しないもの ※3	
おむつ等販売収入		○		

収入科目	医療保健業に係る総収入		(ア)と(イ) どちらにも含まない収入	別計算
	社会保険診療分の収入 (ア)	社会保険診療分を除く収入 (イ)		
印紙等販売収入		○	○ 販売差益の生じないもの	
各種日用品等販売手数料		○		
自動販売機収入		○		
保険解約・満期返戻金		○	○ 掛金相当額	
社宅・寮収入		○ 役員への貸与分	○ 従業員使用分	
従業員給食収入		○ 経費相当分(実費)を超える部分	○	
保育料収入			○ 従業員使用分	
債務免除益			○	
仕入割戻			○	
現金過不足			○	
有価証券売却益・ 評価益				○
償却資産売却益		○ 取得価格を超える部分	○	
看護学院収入		○ 区分経理ができていないもの		○ 区分経理ができているもの
施設等利用料		○		
土地譲渡益等				○
贈与・寄付金・受贈益等		○ 軽微なもの ※4		○
その他の事業に係る所得		○ 軽微なもの ※5		○ 区分経理ができているもの
各種引当金及び準備金の繰戻額			○	
租税の還付金			○	
還付加算金		○		

- ※1 補助金、助成金等の名目であっても、逸失利益に対する補填であるもの、補助対象経費の定めがないもの(例:物価高騰緊急対策給付金)、医療保健業に対する業務の対価として支払われる委託料、協力金、手当等に該当するものは、「社会保険診療分を除く収入(イ)」に含めてください。
- ※2 「特定の補助金及び助成金」とは、圧縮損と相殺した結果、法人税の所得の算定上益金とならない補助金等並びに国又は地方公共団体若しくはこれらに準ずる公的機関(国又は地方公共団体が出資をしている公共法人・公益法人等に限り、)から収入した施設整備に対する助成金、雇用に対する補助金、借入に対する助成金及び臨床研修費補助金等が該当します。
- ※3 「支払相当額と相殺されたもの」とは、例えば損害保険又は生命保険の保険金のうち事故当事者等又は当該親族等へ支払った額をいい、「圧縮損等により収益反映しないもの」とは、圧縮損と相殺した結果、法人税の所得の算定上益金とならない保険金等をいいます。損害保険金及び物的な損害の賠償金が、補修費用等実費相当額を超える金額、休業補償・所得補償等の保険金は、「社会保険診療分を除く収入(イ)」に含まれます。
- ※4 「軽微なもの」とは、収入金額が医療保健業の総収入金額の1割以下であるものをいいます。別計算をする場合には「土地等の譲渡がある場合の土地等譲渡所得金額」に記載してください。
- ※5 「軽微なもの」とは、その他の事業が社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なもの(その他の事業の収入金額が医療保健業の総収入金額の1割程度以下であるもの)で医療保健業の付帯事業として発生するものをいいます。
- ◎ 経費配分方式を採用する場合の「収入金額の明細書」には、「社会保険診療分の収入(ア)」の科目は「社会保険診療分の医療収入①」へ、「社会保険診療分を除く収入(イ)」の科目は「その他の医療等に係る収入②」又は「医療保健業に付随する収入③」へ、「(ア)と(イ)どちらにも含まない収入」の科目は「医療保健業の収入金額に含めない収入⑤」へ、「別計算」の科目は「その他の事業等収入④」へ記載してください。

介護保険収入等の計上区分

サービスの種類				区 分	
				社会保険診療に係る収入金額	社会保険診療分を除く医療保健業に係る収入金額
介護保険収入 (被保険者の自己負担額を含む)	居宅介護サービス	指定居宅サービス	訪問看護	○	
			訪問リハビリテーション	○	
			通所リハビリテーション	○	
			居宅療養管理指導	○	
			短期入所療養介護	○	
		その他居宅サービス	訪問介護		○
			訪問入浴介護		○
			通所介護		○
			短期入所生活介護		○
			特定施設入居者生活介護		○
	福祉用具貸与		○		
	地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護 他		○	
	介護予防サービス	指定居宅サービス	介護予防訪問看護	○	
			介護予防訪問リハビリテーション	○	
			介護予防通所リハビリテーション	○	
			介護予防居宅療養管理指導	○	
			介護予防短期入所療養介護	○	
		その他居宅サービス	介護予防訪問介護		○
			介護予防訪問入浴介護		○
			介護予防通所介護		○
			介護予防短期入所生活介護		○
			介護予防特定施設入所者生活介護		○
	福祉用具貸与		○		
	地域密着型サービス	介護予防認知症対応型共同生活介護 他		○	
	居宅介護支援サービスに係る居宅介護サービス計画費、介護予防サービス計画費				○
	特例居宅介護サービス、特例介護予防サービス				○
	特例居宅介護サービス計画費、特例介護予防サービス計画費				○
	施設介護サービス	介護福祉施設サービス			○
介護保健施設サービス		○			
指定介護療養施設サービス		○			
介護医療院サービス		○			
介護保険給付の対象外とされる自己負担金 (ただし、日用品費、おやつ代、教養娯楽費については、どちらにも含まない収入とする。)					○
その他	要介護認定に係る「主治医意見書」			○	
	要介護認定に係る市町村からの委託料		どちらにも含まない収入		

* 地方税法72条の23第2項により、次のとおり社会保険分の医療収入は限定されています。

指定居宅サービス(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護)
指定介護予防サービス(介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護)
介護保健施設サービス、指定介護療養施設サービス、介護医療院サービス